

令和3年度子育て世帯への 臨時特別給付金の手続きはお済みですか？

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」として、子育て世帯を支援する臨時特別的な給付金が支給されます。

■支給対象となる方（以下の子どもを養育している方）

- 令和3年9月分（9月出生の場合は10月分）の児童手当支給対象となる児童（特例給付を除く）
 - 令和3年10月1日から令和4年3月31日までに生まれた児童手当（特例給付を除く）の支給対象者（新生児）
 - 高校生年齢（平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれ）の児童（配偶者を有している者を除く）
- ※養育している方の所得が、児童手当の特例給付相当となっている方は対象外です
 ※就学のため別居している児童（他市町村に住民票を移している方）や、児童に収入がある場合も対象になります

■支給金額

養育する児童1人につき 10万円

■申請期限

令和4年3月31日（木）まで

※3月31日までに出生した新生児等については、令和4年4月末までに申請いただければ支給されます。（特例給付を除く）

■申請が必要な方

- ①令和3年12月1日から令和4年3月31日までに生まれた児童手当（特例給付を除く）の支給対象児童（新生児）がいる方
- ②令和3年9月30日時点で長万部町に住民票があり、高校生年齢（平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれ）の児童のみを養育する人
- ③公務員の方（令和3年9月30日（基準日）に長万部町に住民票がある人）

※①～③の方は、申請が必要です。申請書等の提出をお願いします。

【申請・お問い合わせ先】 町民課戸籍医療年金係（☎2-2453）

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

～ 手続き等のご案内 ～

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行う観点から、住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり10万円の臨時特別給付金を支給します。

■給付対象者

1. 世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯（住民税非課税世帯）

基準日（令和3年12月10日）において、長万部町に住民登録があり、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税であると思われる世帯に対し確認書等を発送しています。

- ・確認書は、記載内容を確認のうえ、必要事項について記入し、役場町民課へ郵送にて確認書を提出ください。
- ・書類審査後、口座振込により給付となります。 ※生活保護世帯も含まれます。

※住民税が課税されている世帯から扶養を受けている方のみで構成された世帯は、支給対象外です。

2. 令和3年1月以降の収入が減少し「住民税非課税相当」の収入となった世帯（家計急変世帯）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が課されている世帯全員のそれぞれの年収見込額が非課税世帯と同様の事情と認められる世帯が対象です。

- ・対象となる方は、申請書の提出が必要となります。
- ・確定申告書、源泉徴収票等、収入が急変したことがわかる書類等を添付していただきます。

詳しくは町のホームページをご覧ください。下記までお問い合わせ下さい。

■給付額 給付の対象となる1世帯あたり 10万円 ※上記1、2の両方に該当しても、1世帯10万円のみとなります。

【お問い合わせ先】 住民税非課税世帯担当 町民課戸籍医療年金係（☎01377-2-2453）
 家計急変世帯担当 保健福祉課福祉係（☎01377-2-2454）